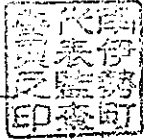


南 監 第 31 号

令和 7 年 3 月 17 日

南伊勢町長 上村 久仁 様

南伊勢町代表監査委員 見並 健



南伊勢町監査委員 松葉 和人



元職員 () の賠償責任に関する再度の監査結果について

令和 7 年 2 月 25 日付け、南総第 251 号で請求のありました監査について、
別紙のとおり報告致します。

監査委員の再度の監査結果

1 監査請求の要旨

地方自治法第243条の2の8第3項の規定に基づき、令和7年2月25日付け南総第251号で南伊勢町から請求された監査請求の要旨は、次のとおりである。

元職員は、平成30年2月28日から平成31年3月29日までの間、南伊勢町水道事業会計において1,250万8,865円を横領し、また、令和元年5月16日から令和4年6月2日までの間、南伊勢町病院事業会計において1億5,538万6,000円の横領を行い南伊勢町に損害を与えた。

当時職員を管理すべきであった元上司[]の賠償責任の有無及び賠償額の決定を求める。

2 監査の結果

(1) 本件について、令和5年1月11日付け南監第41号にて監査結果を提出し、これに基づいて南伊勢町長から[]に対して、南総第219号、令和5年2月1日付け賠償命令を下しているところであるが、その後、[]より賠償命令の取消請求の訴えが提起され、津地方裁判所に係属している。

また、当時の上司であった[]については、審査請求が提出され、議会に諮問の結果、責任割合を3割から1割に縮減する裁決決定がなされている。

そこで、改めて[]の賠償責任の有無及び賠償額の決定を求められたところであるが、賠償責任の有無については、令和5年1月11日付け南監第41号にて監査結果のとおりであるが、賠償額については、再度慎重に決定し、以下の判断を下した。

(2) 本件では、毎月の会計処理で、ましてや決算において、企業の経理で一般に行われるようなチェックをしてさえいれば、不正はその時に発覚していたであろうし、一般的なチェックをしていれば不正を続けることも困難となっていたはずである。このような経理の内容確認というようなチェックは組織というより、事務長である企業出納員に求められる職務である。

但し、負担割合を3割とまですべきかは慎重な検討を要する。

(3) 前回の監査結果で監査委員から指摘したとおり、今回の本町公営企業における多額の現金亡失等の原因は、公金を取扱う責務の重大性の認識が、公金を横領した本人のみならず、それを管理・監督する立場の企業出納員等にも欠如していたことにあり、具体的には預金口座や届出印の管理、通帳履歴の管理等を一担当職員に任せきりにして、企業出納員や他の職員のチェック体制が不十分であった点にあると考える。

一方、企業会計を熟知した職員が不足しており、特定職員を同一部署に長期間勤務させてきたことも、今回の問題の発生につながった原因の一つであると考えられるが、これは組織の人事の問題でもある。

また、適切かつ確実な現金の管理に努めるため、財務規則等の実態に応じた見直し、現金取扱員等の適切な任命、会計職員に対する研修、指導の徹底など組織として取り組むべき課題も多くあり、そうしたことの不備が職員の不正行為発生の要因の一つでもある。

なお、上記(1)に記したとおり、上司の2名の元事務長は、行政不服審査制度に基づく審査請求を行い、その結果が審査庁から出され、議会に諮問の結果、責任割合を3割から1割に縮減する裁決決定がなされている。

その審査庁の裁決決定の理由として、次のことが記されている。

「本件において、地方自治法に基づく賠償命令は、事務長にも責任があるため不合理ではない。しかし、監督責任はあるものの、組織的な要因も考慮すべきであり、3割という責任割合は過大と判断する。事務長の職責や権限の範囲、横領を行った元職員の主たる責任、そして組織全体のチェック体制の不備等を総合的に考慮した結果、事務長の責任割合を1割とすることが適当と判断した。」

とされており、これらのことを総合的に勘案すると、■■■■元事務長の責任割合3割は、直ちに裁量権逸脱、濫用で違法とまではいえなくとも、相当とはいえず、事務長の過失の内容、程度を考慮すれば、1割程度とするのが相当であると考えられる。